

令和 5 年 5 月 25 日現在

機関番号：34315

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2021～2022

課題番号：21K20116

研究課題名（和文）明治10年代の地域社会における多数決の規範化と近代的政治秩序の形成

研究課題名（英文）The process of forming a modern political order based on majority rule in local communities in the Meiji 10s

研究代表者

伊故海 貴則（IKOMI, TAKANORI）

立命館大学・衣笠総合研究機構・研究員

研究者番号：90906744

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、明治維新时期（明治0～10年代）の地域社会において多数決が定着、運用されていく過程について、地租改正をめぐる合議の実態を検討し、人々が平等な個人（男性戸主に限定）として相互に承認される市民社会の形成。町村会の実態を検討し、個人が活動する政治空間（議会）を舞台とした多数決に基づく政治社会の形成。そして、以上の2点の相互作用を通じて、地域社会で多数決による決定が規範化し、人々に対して強制力を伴う政治秩序（近代的政治秩序）の成立を解明した。本研究によって、近世後期から明治10年代における合意形成システムの変容、公議概念の変容、近世社会から近代社会への変容を関連づける視座が提示できた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

地域社会の合意形成の場において、多数決が定着に至る要因と、多数決の運用過程の検証にまで踏みこんで近世社会から近代社会への転換を提示する本研究は、明治維新时期における社会変革の特質を、地域の人々の合意形成システムの変容という切り口から再考を迫るものであり、明治維新史研究や近世近代移行期研究に新たなページを開く研究として位置づけられる。これは、多数決の適切な運用や、思慮ある「民意」に即した熟議・討議デモクラシーによる政治の構築といった今日的な問題に関して、歴史的に合意形成のあり方がどのように模索されてきたのか、その背景にどのような問題があったのかを検討する際にも重要な指標になりえる。

研究成果の概要（英文）：This study examines the formation and operational process of majority rule in local communities during the Meiji Restoration. First, by examining the actual situation of assemblies over land tax reform, it argues for the formation of a civil society in which people are recognised as mutually equal individuals limited to male householders. Secondly, the formation of a majority-rule political society with local assemblies in which individuals act. Through the interaction of the above two points, it elucidates the establishment of a modern political order in which decisions by majority rule become normative in the local community and involve coercion for the people.

Results of this study provides a perspective linking the transformation of the council system “kougai” and the transformation from early modern society to modern society during the Meiji Restoration.

研究分野：日本近代史

キーワード：多数決 公議 町村会 地租改正 近代社会 個人

1. 研究開始当初の背景

本研究は、明治維新期(明治10年代)の地域社会において、全会一致での合意形成に代わり、一人一票の多数決による合意形成システムが定着、運用されていく過程を検討するものである。こうした明治維新期の合意形成に関しては、人々が議論を経て形成した政治的意思を意味する「公議」に関する研究が先鞭をつけている。「公議」は明治維新期の議会制度や議論・意思決定の実態を解明するキーワードであり、多くの研究がある。とくに1980年代以降は維新政府と「公議」の対立軸を想定する従来の認識が改められ、維新政府や民衆を含む幅広い層の「公議」理念が検討されるようになった。

そのなかでも、1980年代以降の地域社会史では、地方民会(地方議会)を通じた民レベルでの「公議」形成が政府の地方統治に不可欠とされたことが指摘された(奥村弘「近代地方権力と「国民」の形成」、『歴史学研究』第638号、1992年など)。しかし、上記の地域社会史では、近世まで全会一致での合意形成を慣習としてきた地域の人々の間で、なぜ多数決が定着できたのか。また、そもそも地域の人々はスムーズに多数決を実施できたのか、その実態と要因は未解明であった。

このように、日本において多数決が定着に至る要因と、多数決の運用過程の検証にまで踏みこんで、近世社会から近代社会への転換を提示する取り組みは行われていない。しかしながら、多数決への信頼が揺らぎ、そのなかで多数決の適切な運用や、思慮ある「民意」に即した熟議・討議による政治の構築が学問的な課題になっている現在、日本において多数決が導入された明治維新期の合意形成の実態を分析し、合意形成のあり方がどのように模索されてきたのか、その背景にどのような問題があったのかを考えることは、今日的な問題を検討する際にも重要な指標となりうると思われる。以上の動機から、本研究を開始した。

2. 研究の目的

以上をふまえ、本研究は、明治10年代における、人々が平等な個人(男性戸主に限定的ながら)として相互に承認される社会(市民社会)の形成と、個人が活動する政治空間=議会を舞台とした多数決に基づく議会政治(政治社会)の実質化、両者の相互関係を検討する。そして、以上の分析を通じて、多数決による決定が規範化し、人々に対して強制力を伴うようになる政治秩序(近代的政治秩序)の成立と、その際に生じた問題の解明を目的とした。

3. 研究の方法

本研究では、議事録、書簡などの個人史料、町村文書、新聞といった一次史料を用いて、地域の人々の動向を捉えることで、上記の目的について、実証的に検討した。

については、地租改正事業における官民間・民内での合議の実態を、改正事業が紛糾した静岡県遠江地域を事例に検討した。地租改正は近世村請制を解体し、人々を平等な土地所有者=個人として相互承認する社会(市民社会)形成の契機となった。そのなかで、人々が個人として相互に承認し合うことで、利害関係が個人のレベルまで拡大し、満場一致の合意形成が困難となる。その結果、総員の説得が断念され、代わりに多数決が採用、多数決の決定が規範性を帯びると想定されるからである。

については、遠江地域の町村や郡に設置された議会である町村会や連合町村会を検討した。これらは、代議者の意思が町村の意向に制約される近世村請制下における代議機関と異なるものであり、議員が意思を持った個人として存在し、選出母体となる町村の意向に制約されることなく議会で活動可能となった点で画期をなす。本研究では、明治0年代の地方民会の経験と地租改正による個人の成立をふまえたうえで、上記の特質を持つ議会の実態分析を通じて、明治10年代における議員=個人を構成員とする議会政治(政治社会)の実質化(議会での多数決による決定が地域社会運営の指針となる政治秩序の成立と定着)の過程の検討を試みた。

4. 研究成果

1年目は、遠江地域における地租改正と町村会・連合町村会の関係性について、榛原郡と城東郡を中心に調査、検討した。まず、明治0~10年代における当該地域の運営実態に関する史料(静岡県歴史文化情報センター所蔵「鷲山家文書」「佐塚家文書」)を遠隔で入手した。その後、コロナ流行が落ち着いたタイミングで、2回の現地調査を実施し、明治0~20年代の城東郡内の町村会、地租改正に関する史料(菊川市立図書館菊川文庫所蔵「佐野家文書」「山田家文書」)、城東郡役所の布達や連合町村会に関する史料(菊川市立図書館菊川文庫所蔵「松下家文書」)を調査した。

また、2年目も1年目と同様、明治10年代の町村会と地租改正事業の展開について、静岡県遠江の城東郡中内田村を事例に調査した。また、国立国会図書館や静岡県立中央図書館歴史文化情報センターにおいても、関連文献や史料の調査を行った。

本研究では、以上の調査を通じて、以下の成果をあげることができた。

(1) 地租改正と多数決の関係性

浜松県では静岡県合併直後の明治9年9月、浜松県民会を引き継いで開設された遠江国州会において、地租改正の方法が審議された。その結果、地位等級方式の採用と村小区連区の積み上げ式による「連環」の実施と、各小区会で小区内の地位認定方法の詳細を確定することが決議された。この決定をうけて、第三大区榛原郡二十五小区会では地位認定方法が議論され、各土地の地位は各村の代表である戸長らの多数決で判定することが決議されるなど、地租改正をめぐって議会の外部においても多数決が採用されることになった。

(2) 町村会の社会編成上の意義

こうした地域社会の状況をふまえ、静岡県は明治12年3月に静岡県布達「甲第六十一号」(町村会規則)を布達し、土地所有者である個人(男性戸主)の代表で構成され、一人一票の多数決と予算制度を規定した町村会の開設を指示した。以上の経緯を経て、村が租税納入単位となる村請制は解体され、各村で町村会の設置がされた。また町村会の開設をふまえて、城東郡では明治15年に連合町村会が開設された。かくして、制度のレベルにおいて、村においても、個人が活動する政治空間=議会が成立した。

(3) 個人の土地所有権に伴う問題の発生と多数決の制度化

中内田村では、地租改正によって村請制が解体し、人々を平等な土地所有者(個人)として相互承認する社会が形成されたことに伴い、山林の個人所有権や盗伐などが問題化し、住民の利害関係を取りまとめる必要性が生じた。以上の状況への対応として、中内田村では町村会だけでなく、村内小集団(組)において組内の政策を議論する会議の場においても、一人一票の多数決が制度化された。

この論点に関連して、当該期中内田村では諸個人の生活と治安の維持のために、構成員相互の精神的な結合を通じた村内の一致形成が目指されていた。農事集談会やデフレ下における共同貯蓄に関する規約作成など、個人相互で村内秩序を保持し、生産や生活を維持するべく村内の「共同性」を再構築する試みが生じたのである。

こうした村請制解体後の規約は、個人の存在を前提とした村での日常生活に関するルールを遵守することへの合意といえる。かかる村の「共同性」は、諸個人の生活維持のために、相互監視と相互扶助が同居しつつ、再構成されたのである。

このように、地租改正を経た村では、個人の存在を前提とした合意形成によって秩序形成が試みられた。すなわち、個人を前提とした一人一票の多数決での政策決定への合意と、規約によって「共同性」を構築し、村を維持するために構成員の精神的結合を通じた一致を形成することへの合意である。

(4) 総括

以上の事実を、当時の村は利害の異なる個人で構成されており、多数決とは、そうした個人が対立する可能性を潜在的に秘めていることを前提とした合意形成秩序と評価した。そのうえで、それを村内において多数決による近代的政治秩序が確立する契機と把握した。

(5) 合意形成の変容からみた明治維新の意義に関する単著の刊行

また、以上の成果とこれまでの研究成果をまとめた単著(伊故海貴則『明治維新と公議 議会・多数決・一致』吉川弘文館、2022年)を刊行した。単著では、近世社会から近代社会の変容を、一人一票の多数決を備えた議会を中心に多数決での合意形成が正当性を得ていく過程、「公議」概念の変容(官の至当性に基づく「正しい意見」から、民の多数意見へ)過程と連関して把握する視座を提示した。

(6) 国内外における位置づけとインパクト

以上の成果は、最新の近代社会形成を扱った研究(三村昌司『日本近代社会形成史』東京大学出版会、2021年)においても、地方議会制度における多数決導入の分析に留まり、多数決定着と近代社会成立の相互関係性を実証的に解明できていない状況をふまえたとき、合意形成の場(地方議会と地租改正)において多数決が定着に至る要因と、多数決の運用過程の検証に踏みこんで近世社会から近代社会への転換を提示する点で、地域の合意形成システムの変容という切り口から当該期における社会変革の特質を再考する研究として位置づけられる。

また、こうした地域社会における合意形成システムの変容を考察する本研究は、「民」の内部における「公議」形成をめぐる葛藤や対立を検討することで、地域社会の「公議」形成の構造を把握したものである。「公議」は「民」の内部でも対立をはらみながら形成されるのであり、そうした対立をふまえたうえで、合意形成を図る手段として「多数決」が導入されていった。この意味において、本研究は、「公議」と近代社会形成の連関性を提示した成果であり、近年の幕末維新史で蓄積された「公議」研究と近代社会史研究を架橋する研究としてのインパクトを持つものである。

こうした地域社会における多数決に基づく政治の定着過程を歴史的に解明する本研究は、熟議・討議に関する経験的研究にも応用可能な知見をもたらすものであると想定でき、歴史学と政治学を横断可能なインパクトを残すと考えられる。

(7) 今後の展望

しかしながら、本研究では、導入された多数決が実際の地域運営のなかでどのように運用されていくのかについての歴史過程については、具体的に検討できなかった。とくに、明治 20 年代前半にかけて成立した明治地方自治制下における地域運営の特質と関連づけて、一人一票に基づく多数決の定着を明らかにすること、明治 20～30 年代にかけて本格化する政党を主体とした議会運営が、末端の町村会にまで浸透していく過程と関連づけて、近代的政治秩序が確立していく過程を描く必要性が残されている。今後は、これらの問題を実証的に明らかにしていくことで、日本の地域社会における「議会制民主主義」の形成過程を解明していくことが求められる。それは、上記した「公議」の研究と明治地方政治史の成果を架橋する試みとなるであろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 伊故海 貴則	4. 巻 129
2. 論文標題 明治0年代の地域社会における「多数決制議会」の導入とその波紋：浜松県を事例に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 立命館大学人文科学研究所紀要	6. 最初と最後の頁 263～308
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.34382/00015835	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 伊故海 貴則	4. 巻 231
2. 論文標題 書評 三村昌司著『日本近代社会形成史—議場・政党・名望家—』	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 人民の歴史学	6. 最初と最後の頁 32～38
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 伊故海貴則
2. 発表標題 明治10年代の岡田良一郎と静岡県政 - 「近代社会」形成下における「一致」実現の模索 -
3. 学会等名 日本経済思想史学会第32回全国大会シンポジウム「報徳と協同の思想 自治・実業・教育」
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 伊故海貴則
2. 発表標題 近代日本社会形成期の「村」 - 三新法体制下における「共同性」の再編 -
3. 学会等名 日本思想史学会 2021年度大会（第7回「思想史の対話」研究会「いま、共同体 / 共同性を問い直す 思想伝達の場をめぐって」）
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 伊故海 貴則	4. 発行年 2022年
2. 出版社 吉川弘文館	5. 総ページ数 368
3. 書名 明治維新と 公議	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------